

市街地（1町内から5町内）町民 各位

豊富町長 河田 誠一

平素より、当町の福祉行政に対しご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて豊富町では、市街地の買い物弱者及び交通弱者対策として「町内（買い物）巡回バス」の運行を毎週火曜日、木曜日に行っております。

「町内（買い物）巡回バス」の利用には、事前に利用者登録が必要となります。ご利用の受付につきましては随時行っておりますので、ご希望の方は下記に基づき申請をお願いいたします。

なお、令和5年4月12日までに利用登録済の方は、お渡しした「乗車券」で引き続きご利用できますので、新たな登録手続きは必要ありません。

また、「乗車券」を紛失した方については、役場（介護保険係）にて再発行しますので、手続きをお願いいたします。

## 記

- 1、申請受付時間 平日8時30分～17時15分まで（土日祝祭日は受付をしていません）
- 2、申請場所 豊富町役場 保健推進課 介護保険係において
- 3、利用対象者 裏面の事業概要に記載している買い物弱者・交通弱者に該当する方
- 4、利用にあたり 裏面の注意事項の遵守が前提となります。
- 5、運行経路 運行経路が以下に変更されましたので、乗車に際しては確認願います。

①10時01分発 旧山内商店前⇒担い手会館前⇒セミナーハウス前⇒5町内笠松宅前⇒  
⇒駅西団地近く消火栓付近⇒はまなす団地E棟裏⇒J A Aコープ⇒  
⇒国保診療所前⇒ふらっと☆きた前⇒伊藤スーパー裏⇒  
⇒DCMニコット店駐車場（移転）

②10時55分発 DCMニコット店駐車場（移転）⇒伊藤スーパー裏⇒ふらっと☆きた前⇒  
⇒国保診療所前⇒J A Aコープ⇒はまなす団地E棟裏⇒  
⇒駅西団地近く消火栓付近⇒5町内笠松宅前⇒  
⇒セミナーハウス前⇒担い手会館前⇒旧山内商店前

※DCMニコット豊富店は4月13日より店舗を東豊富付近に移転しております。

※町内（買い物）巡回バスは、病院への運行は行いませんのでご理解願います。

- 6、運行日 毎週火曜日・木曜日  
運行日が祝日・年末年始の際は、運休となります。
- 7、年末年始のバス運休期間 令和5年12月29日（金）～令和6年1月8日（月）

詳細及び不明な点は介護保険係まで照会してください。

（役場保健推進課介護保険係）

0162-73-1341

（裏面に続く）

【事業の概要】

利用対象者＝買物・交通弱者の定義

区分コード	内 容
A	<p>障がい者・高齢者等の買物・交通弱者（継続利用見込み者）</p> <p>障がい者⇒身体障害者手帳・療育手帳保持者及びこれらに準ずると認められる者を言う。                      高齢者等⇒年齢60歳以上の者を言う。（外出支援事業に準じる）                      これらに該当し、Cの要件を満たすもの</p>
B	<p>妊婦・子育て中の買物・交通弱者（一時的利用見込み者）</p> <p>妊婦⇒妊娠中の者を言う。                      子育て中⇒乳幼児（小学校入学前の子）を養育中の者を言う。                      これらに該当し、Cの要件を満たすもの</p>
C	<p>その他の買物・交通弱者</p> <p>買物弱者⇒近く（概ね50m）に商店がない地域に居住する者を言う。                      交通弱者⇒路線バスの運行範囲以外に居住する者、経済的理由等によりハイヤーの利用が困難と認められている者、運転免許証を所持しない者。運転免許証を所持していても高齢・疾病等の理由で運転を自粛している者、転倒予防等の観点からバスの利用を推奨した方が良くと思われる者を言う。</p>
D	<p>その他町長が特に必要と認めたもの</p> <p>閉じこもりを解消するために、利用を承認すべきと認められる者                      当町での生活を維持継続する観点から、利用を承認すべきと認められる者                      その他（別途協議を要する者）</p>

上記の状態は常時その状態である必要はなく、バスを利用する時にその状態が確認できれば承認するものとする。

利用にあたっての注意事項

1. 乗車・降車の際は、運転手の指示に従うとともに、交通ルールを厳守し、安全確保にご協力願います。
2. 乗車中は、シートベルトをして、運転手の指示に従うとともに、他の乗客の迷惑となるような行動や言動はしないで下さい。
3. 自然条件・交通状況及び利用状況等により、利用に制限がかかることがあることを、予めご了承願います。
4. 緊急時は、運転手及び関係者の指示に従って下さい。
5. 巡回バス乗降場所の利用に際しては、公の秩序・善良な風俗に配慮して下さい。
6. 巡回バス乗降場所以外の乗車・降車はいたしません。
7. 地域の交通手段として、利用者が相互に協力しあい、維持・発展に努めます。
8. 雪害等での運転中止の場合は、個々の利用者へ役場又は町内会より電話連絡いたします。
9. 町巡回バスについては、事前登録した乗車券を持参した方以外の乗車は、出来ません。
10. 巡回バスの運行は、毎週火・木曜日ですが、祝祭日の日には運行しないことをご了承願います。
11. 令和5年の年末・令和6年の年始については、12/29～1/8まで町内巡回バスは運休となります。